

別表第二の二（第5条、第6条及び第18条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

資産の部

I 流動資産

1 現金及び預金	×××	
2 受取手形	×××	
3 売掛金	×××	
4 リース債権	×××	
5 リース投資資産	×××	
6 有価証券	×××	
7 親会社株式	×××	
8 商品及び製品	×××	
9 仕掛品	×××	
10 原材料及び貯蔵品	×××	
11 前渡金	×××	
12 前払費用	×××	
13 未収収益	×××	
14 社内短期債券	×××	
15 短期貸付金	×××	
16 未収入金	×××	
17 その他の流動資産	×××	
(何) 貸倒引当金 (貸方)	<u>×××</u>	
流動資産合計		×××

II 固定資産

A ドメイン名関連事業固定資産

(1) 有形固定資産

1 建物	×××	
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
2 構築物	×××	
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××

3	機械及び装置	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
4	車両運搬具	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
5	工具、器具及び備品	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
6	土地		×××
7	リース資産	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
8	建設仮勘定		×××
9	その他の有形固定資産		<u>×××</u>
	有形固定資産合計		×××
(2)	無形固定資産		
1	のれん		×××
2	特許権		×××
3	借地権		×××
4	商標権		×××
5	実用新案権		×××
6	意匠権		×××
7	ソフトウェア		×××
8	リース資産		×××
9	その他の無形固定資産		<u>×××</u>
	無形固定資産合計		<u>×××</u>
	ドメイン名関連事業固定資産合計		×××
B	(何)業固定資産		
(1)	有形固定資産		
1	×××	
	減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
	有形固定資産合計		×××
(2)	無形固定資産		
1		<u>×××</u>
	無形固定資産合計		<u>×××</u>
	(何)業固定資産合計		×××
C	投資その他の資産		
1	投資有価証券		×××
2	親会社株式		×××

3	関係会社株式	×××	
4	関係会社社債	×××	
5	その他の関係会社有価証券	×××	
6	出資金	×××	
7	関係会社出資金	×××	
8	長期貸付金	×××	
9	社内長期貸付金	×××	
10	関係会社長期貸付金	×××	
11	破産更生債権等	×××	
12	長期前払費用	×××	
13	前払年金費用	×××	
14	繰延税金資産	×××	
15	投資不動産	×××	
16	その他の投資及びその他の資産	×××	
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
	投資その他の資産合計	<u>×××</u>	
	固定資産合計		×××
III	繰延資産		
1	創立費	×××	
2	開業費	×××	
3	株式交付費	×××	
4	社債発行費	×××	
5	開発費	<u>×××</u>	
	繰延資産合計		<u>×××</u>
	資産合計		<u><u>×××</u></u>
	負債の部		
I	流動負債		
1	支払手形	×××	
2	買掛金	×××	
3	短期借入金	×××	
4	リース債務	×××	
5	未払金	×××	
6	未払費用	×××	
7	未払法人税等	×××	
8	前受金	×××	
9	預り金	×××	

10	前受収益	×××	
11	修繕引当金	×××	
12	(何)引当金	×××	
13	資産除去債務	×××	
14	社内短期借入金	×××	
15	従業員預り金	×××	
16	その他の流動負債	×××	
	流動負債合計		×××
II 固定負債			
1	社債	×××	
2	長期借入金	×××	
3	関係会社長期借入金	×××	
4	社内長期借入金	×××	
5	リース債務	×××	
6	長期未払金	×××	
7	繰延税金負債	×××	
8	退職給付引当金	×××	
9	(何)引当金	×××	
10	資産除去債務	×××	
11	その他の固定負債	×××	
	固定負債合計		×××
	負債合計		×××
純資産の部			
I 株主資本			
1	資本金	×××	
2	新株式申込証拠金	×××	
3	資本剰余金		
(a)	資本準備金	×××	
(b)	その他資本剰余金	×××	
	資本剰余金合計		×××
4	利益剰余金		
(a)	利益準備金	×××	
(b)	その他利益剰余金		
	(何)積立金(又は(何)準備金)	×××	
	繰越利益剰余金	×××	
	利益剰余金合計		×××

5 自己株式（借方）	× × ×	
6 自己株式申込証拠金	× × ×	
株主資本合計		× × ×
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金	× × ×	
2 繰延ヘッジ損益	× × ×	
3 土地再評価差額金	× × ×	
評価・換算差額等合計		× × ×
III 株式引受権		× × ×
IV 新株予約権		× × ×
純資産合計		× × ×
負債・純資産合計		× × ×

（記載上の注意）

- 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。
- 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。
- 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。

- 8 無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
- 9 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 10 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 11 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
- 12 流動資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債に属する資産又は負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 13 「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」又は「その他の投資及びその他の資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。
- 14 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において、「資産の総額」とあるのは、「負債及び純資産の合計額」と読み替えるものとする。
- 15 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2

損 益 計 算 書

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

I ドメイン名関連事業営業損益

(1) 売上高	×××	
(2) 売上原価	×××	
売上総利益 (又は売上総損失)		×××
(3) 販売費及び一般管理費		
1	×××	×××
ドメイン名関連事業営業利益 (又はドメイン名関連事業営業損失)		×××

II (何) 業営業損益

(1) 売上高	×××	
(2) 売上原価	×××	
売上総利益 (又は売上総損失)		×××
(3) 販売費及び一般管理費		
1	×××	×××
(何) 業営業利益 (又は (何) 業営業損失)		×××
営業利益 (又は営業損失)		×××

III 営業外収益

1 受取利息	×××	
2 有価証券利息	×××	
3 受取配当金	×××	
4 仕入割引	×××	
5 投資不動産賃貸料	×××	
6 雑収入	×××	×××

IV 営業外費用

1 支払利息	×××	
2 社債利息	×××	
3 社債発行費償却	×××	
4 売上割引	×××	
5 雑支出	×××	×××
経常利益 (又は経常損失)		×××

V 特別利益

1	固定資産売却益	×××	
2	負ののれん発生益	×××	
3	<u>×××</u>	×××
VI 特別損失			
1	固定資産売却損	×××	
2	減損損失	×××	
3	災害による損失	×××	
4	<u>×××</u>	<u>×××</u>
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
	法人税、住民税及び事業税		×××
	法人税等調整額		<u>×××</u>
	当期純利益（又は当期純損失）		×××

（記載上の注意）

- 1 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 2 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 3 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもので一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 4 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。
- 5 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。
- 6 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。
- 7 第2号及び第3号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 8 第4号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。
- 9 第5号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。
- 10 第6号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 11 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 3

株主資本等変動計算書

事業者名 _____

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

	株主資本									評価・換算差額等					株式 引受権	新株 予約権	純資 産合 計	
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	自己 株式 申込 証拠金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評 価差 額金				評価・ 換算 差額等 合計
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 ×× 積立金	繰越利益 剰余金										
当期首残高																		
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当																		
当期純利益																		
自己株式の処分																		
.....																		
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）																		
当期変動額合計																		
当期末残高																		

(記載上の注意)

- 1 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

- 2 株主資本の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとに記載すること。変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 当期首残高は、遡及適用又は誤謬^{ごびやう}の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。
- 8 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 9 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 10 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び第8号又は第9号に準ずる事項を付記すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4

個 別 注 記 表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 会計方針の変更に関する注記
- 4 表示方法の変更に関する注記
- 5 会計上の見積りに関する注記
- 6 会計上の見積りの変更に関する注記
- 7 誤謬^{ごびゆう}の訂正に関する注記
- 8 貸借対照表に関する注記
- 9 損益計算書に関する注記
- 10 株主資本等変動計算書に関する注記
- 11 税効果会計に関する注記
- 12 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 13 金融商品に関する注記
- 14 賃貸等不動産に関する注記
- 15 持分法損益等に関する注記
- 16 関連当事者との取引に関する注記
- 17 1株当たり情報に関する注記
- 18 重要な後発事象に関する注記
- 19 連結配当規制適用会社に関する注記
- 20 資産除去債務に関する注記
- 21 収益認識に関する注記
- 22 その他の注記

(記載上の注意)

1 次に掲げる注記表には、次に定める事項の記載を省略することができる。

- (1) 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、6、8、9及び11から19までに掲げる事項
- (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、6、15及び19に掲げる事項
- (3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の

株式会社の個別注記表 15に掲げる事項

- (4) 持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表
1、5、6及び8から19までに掲げる事項
- 2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準（事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。）
 - (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。
 - (1) 当該会計方針の変更の内容
 - (2) 当該会計方針の変更の理由

- (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
 - (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）
 - ア 計算書類の主な項目に対する影響額
 - イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- 6 表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該表示方法の変更の内容
 - (2) 当該表示方法の変更の理由
- 7 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - (2) 当該事業年度に係る計算書類の(1)に掲げる項目に計上した額
 - (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 8 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 当該会計上の見積りの変更の内容
 - (2) 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
 - (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- 9 誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬（意

図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。)を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。)に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- (1) 当該誤謬の内容
- (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

10 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

ア 資産が担保に供されていること。

イ アの資産の内容及びその金額

ウ 担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額

- (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

- (5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

- (6) 当該株式会社の親会社株式(資産の部に計上するものを除く。)の各表示区分別の金額

- (7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項(イの区別をすることが困難である場合にあつては、アに掲げる事項)

ア 当該法令の条項

イ 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

- (8) 第8条の規定により控除した額

- (9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額

- (10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

- (1) 受取手形を割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。
- (2) 前号の規定は、割引に付し、又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。この場合において、割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。

11 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- (2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
 - ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類及び場所の概要。また、その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
 - イ 減損損失を認識するに至った経緯
 - ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
 - エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
 - オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

12 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
- (3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - ア 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - イ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
- (4) 当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種

類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)

(5) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

13 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。

(1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

(2) 繰延税金負債

14 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。

ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

(2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

15 金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(2) 金融商品の時価等に関する事項

16 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

17 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社（会社法第2条第3号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を除外することができる。

(1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

(2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

18 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第19号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

ア その名称

イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合

ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

ア その氏名

イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(3) 当該事業者と当該関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
 - (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 19 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 - (3) (1)及び(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
- 20 1株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 1株当たりの純資産額
 - (2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨
- 21 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
- 22 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第55号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。
- 23 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - ア 当該資産除去債務の概要
 - イ 当該資産除去債務の金額の算定方法
 - ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
 - エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額
 - (2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務
 - ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨
 - イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由
 - ウ 当該資産除去債務の概要

- 24 収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。また、次に掲げる事項が4に掲げる注記すべき事項と同一であるときは、次に掲げる事項の注記を要しない。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事業の注記を要しない。）
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（ただし、連結計算書類を作成する事業者は、個別注記表における当該事業の注記を要しない。）
- 25 その他の注記は、3から24までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。